

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性

1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

人口減少、少子高齢化に伴う市民ニーズの変化や、厳しさを増す財政状況に対応するため、真に必要なとされる公共施設・インフラ資産のあり方を見極め、将来を担う次世代に過度の負担を強いることがないように本市の規模に見合った適切な状態で引き継いでいくことを目指さなくてはなりません。

そのためにも、真に必要な市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等の課題を見据えた適正な公共施設(建物)の規模とするため、総量の削減を進めていく必要があります。

また、公共施設等の維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によってコストを縮減するとともに、存続施設等については長寿命化を図っていくことが重要となります。

併せて、公共施設(建物)の総量抑制にあたっては、公共施設ありきの考え方から脱却し、「ソフト事業の充実」への転換を図るという視点をもって市民満足度の向上を推進していく必要があります。

これらを実現するために必要となる取組を着実に推進・実行し、公共施設等の更新費用の平準化、公共施設(建物)の最適な配置につなげることで、健全で持続可能な行財政基盤の堅持に努めていきます。

【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】

基本目標	次世代に過度の負担を強いることのない、将来を見据えた本市の規模に見合った適正な公共施設等の維持
	【公共施設マネジメントの構築】

方針	真に行政が担うべき市民サービスを見極めたうえで、将来の人口減少等を見据えた公共施設の適正規模とするため、総量の削減を推進します。
	維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新等によるコストの縮減を推進するとともに、真に必要な施設の長寿命化を図ります。
	公共施設ありきの考え方から脱却し、「施設重視」から「ソフト事業の充実」への転換を図り、市民満足度及び利用率の向上を推進します。

【実現するための基本的な考え方】

取組	(1) 点検・診断等の取組
	(2) 維持管理・修繕・更新等の取組
	(3) 安全確保の取組
	(4) 耐震化の取組
	(5) 長寿命化の取組
	(6) 統合や廃止の取組
	(7) 持続可能な施設管理・運営の取組
	(8) 将来的な施設建設抑制の取組
	(9) ソフト事業の充実に向けた取組



更新費用の平準化・施設の最適な配置

2 実現するための基本的な考え方

(1) 点検・診断等の取組

- ・施設の老朽化等に伴う事故発生の未然防止や修繕・更新等の必要性を予見するため、点検、診断を適切に実施します。
- ・日常点検の点検・診断における基本的な事項については、統一的な基準を設け、効率的に実施します。
- ・点検・診断の実施履歴及び劣化・損傷の程度等の結果をデータベースに集積・蓄積し、予防保全的な視野を持って施設の総合的管理に生かします。

公共施設

- ・公共施設等の日常的な点検については、各担当者が理解できるようポイントを明記した点検マニュアルを作成し、ノウハウを共有します。
- ・公共施設ごとに劣化・損傷の程度を評価し施設の課題と対応の優先度を判断する材料とします。

インフラ資産

- ・インフラ資産については、国や県などが定めた点検診断等に係る各種技術指針等を遵守します。
- ・データベースに蓄積した点検診断等の結果については、劣化・損傷の拡大防止に活用し、安全管理の徹底と維持管理費用等のコスト縮減を図ります。
- ・インフラ資産の点検、診断にあたっては、民間ノウハウを活用しながら、その技術の向上に努めていきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の取組

- ・適切な維持管理に努めるとともに、施設の重要度や劣化状況から優先度を決め、計画的かつ効率的な改修・更新を推進します。
- ・維持管理・修繕・更新費用を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減するため、全庁横断的な包括管理委託の導入を検討します。また、公共施設等の維持管理の担い手としての市民等との協働を推進します。
- ・公共施設等の安全管理やコスト管理等に有効活用するため、修繕・更新等の実施履歴をデータベースに集積・蓄積し、一元的に管理します。

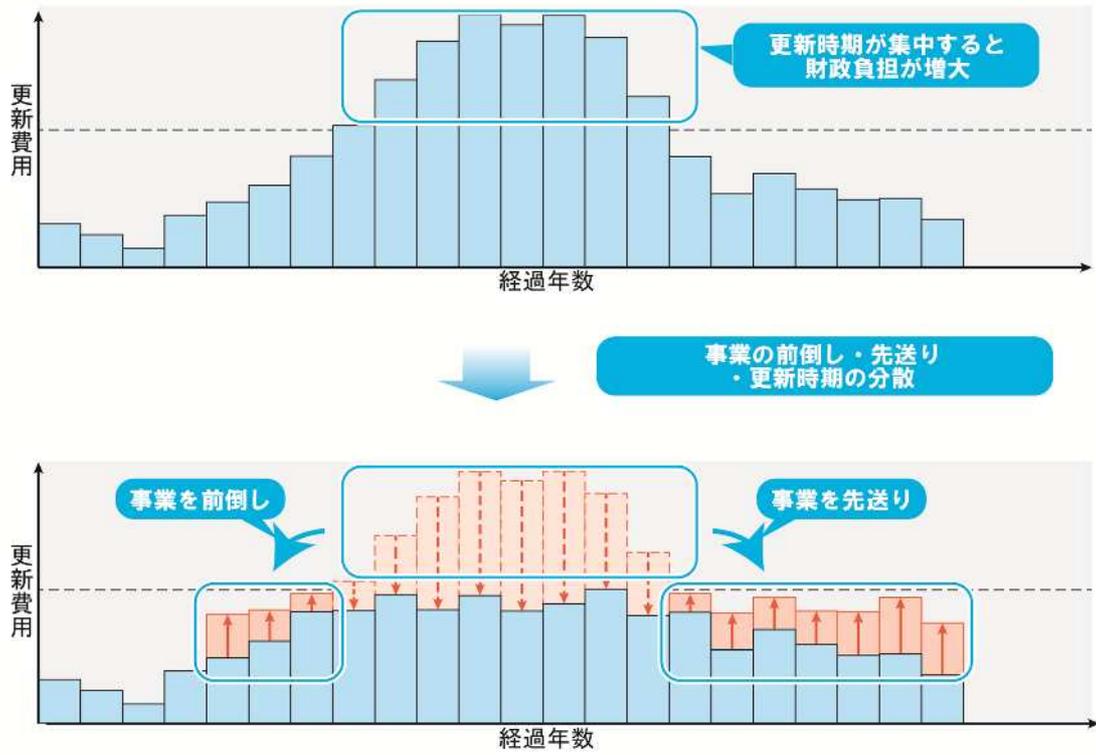
公共施設

- ・公共施設は、施設の重要度やニーズ及び老朽度を十分に把握、分析した上で、統廃合も含めた計画的な更新を推進していきます。
- ・複数の施設での共通委託、あるいは一つの施設に係る維持管理業務全般を一括で委託する包括管理委託の導入を検討します。

インフラ資産

- ・ライフラインとして市民生活に直接影響するものであることから、生活に支障のないように適切な維持管理と修繕に努めます。
- ・併せて、維持管理・更新費用の削減に努めることを基本として取り組みます。

【更新費用の平準化イメージ】



(3) 安全確保の取組

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等については、速やかに利用を一時停止するなどの措置を取った上で、早期に修繕、改修などの安全対策を講じることを原則とします。
- ・ただし、老朽度や利用状況等を踏まえた総合的な判断に基づき、改修を行わず供用廃止を検討する場合があります。
- ・供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、民間売却又は除却による適切な処分に努め、市民の安全を確保します。

公共施設

- ・外壁のひび割れ・剥落など利用者の身に危険が及ぶ可能性が見られた場合には、速やかに危険区域への立ち入りを制限し、早期に必要な措置を講じます。

インフラ資産

- ・インフラ資産の機能に著しい異常が認められた場合には、速やかに供用を制限したうえで、緊急復旧対応を行います。

(4) 耐震化の取組

- ・本市では、「射水市耐震改修促進計画」に基づき、小中学校をはじめとする公共施設の耐震改修を積極的に進めてきました。特に、災害時における拠点施設、物資輸送や市民を安全に避難させる施設として重要な機能を有している施設については、災害発生時にはこうした機能を十分に発揮できるよう耐震化を推進していきます。引き続き、優先度の高い施設から順次耐震化を進めます。

公共施設

- ・市指定緊急避難場所や市指定避難所など、防災上重要となる施設を優先して順次耐震化を行っていきます。

インフラ資産

- ・インフラ資産は、市民生活に直結しているため、これら施設の災害による被害を最小限に抑えるため、耐震化を着実に推進していきます。

(5) 長寿命化の取組

- ・存続するものとして本市が継続的に所有していく施設については、定期的な点検・診断から損傷を予見し、利用者の安全を確保するため、こまめに補修を行う「予防保全型」による計画的な維持管理・修繕・更新に努め、施設の長寿命化を進めていきます。

- ・インフラ資産である橋りょうについては、既に策定されている「射水市橋梁長寿命化修繕計画」を、また上下水道については、それぞれ「射水市水道ビジョン」及び「射水市下水道ビジョン」に基づく長寿命化対策を基本としながら、本計画との整合性を図り、必要に応じて随時見直しを行いつつ、計画的な施設の保全に取り組んでいくものとします。

- ・公共施設等の修繕・更新時には、高耐久性部材を使用するなどの工夫や新技術の積極的な採用を検討し、施設のライフサイクルコストの縮減を図ります。

公共施設

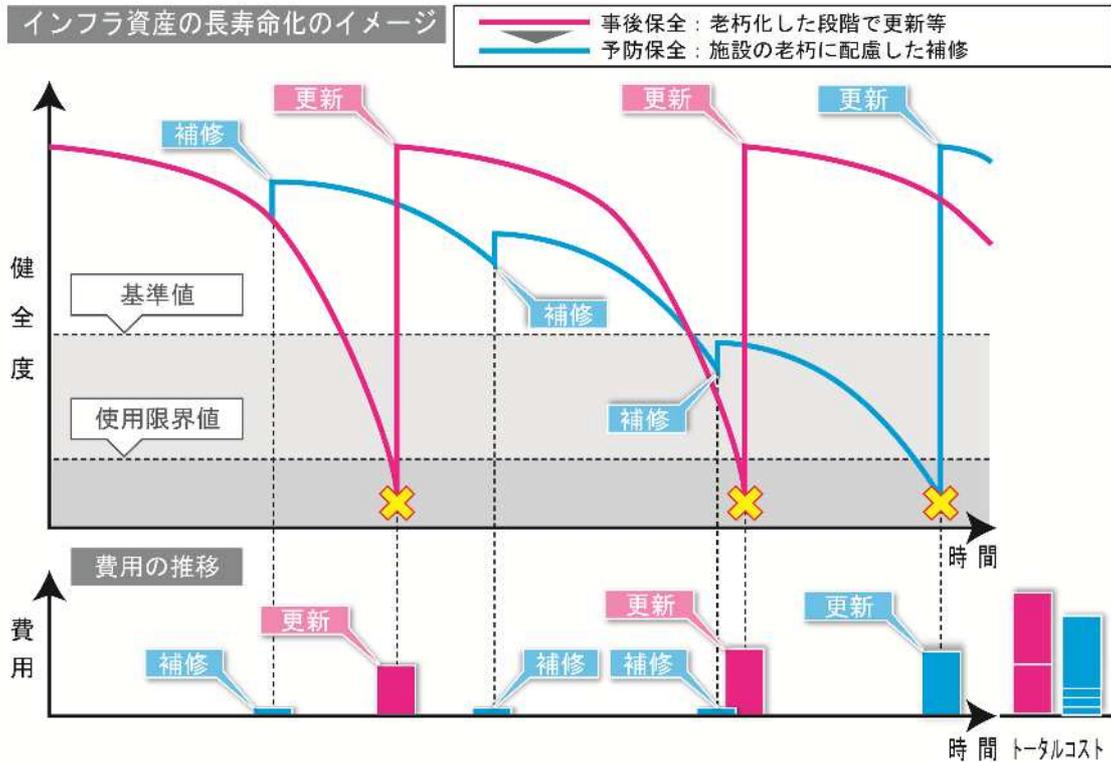
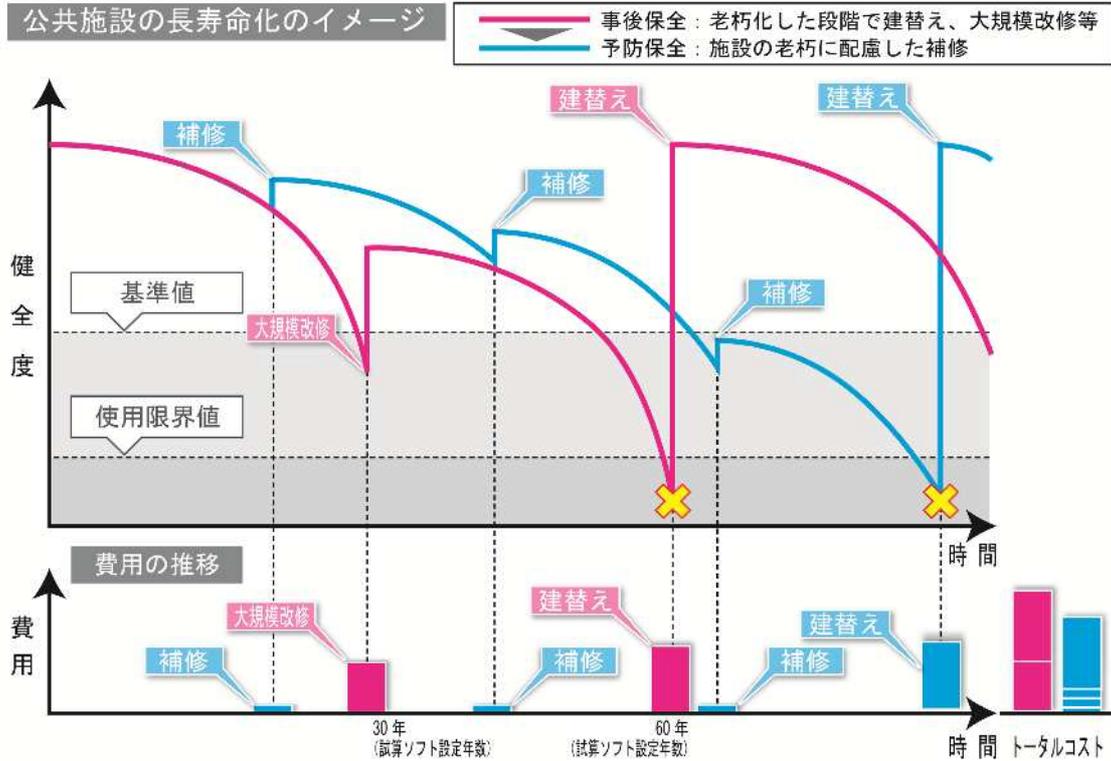
- ・今後とも本市が保有し続ける施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

インフラ資産

- ・インフラ資産は、施設の長寿命化による財政負担の縮減効果が大きく見込めることから、既存ストックを最適に維持管理していくために個別の長寿命化計画や本計画によって、計画的に施設の保全に努めていきます。

- ・インフラ資産は、損傷する前からこまめに修繕を行う予防保全型の維持管理を行います。

【長寿命化のイメージ】



▶ 予防保全型へ移行することにより、トータルコストの縮減を図る。

(6) 統合や廃止の取組

- ・必要性や重要性等の視点から、総量の圧縮に向けて、重要性が低い施設、機能重複が見られる公共施設等に関しては、計画的に統合、廃止を推進することとします。

公共施設

- ・社会情勢の変化に伴い、設置の意義が薄れている施設や利用率の低い施設、さらには一定の利用数はあっても利用者に極端な偏りがみられる施設は廃止(施設の除却)するとともに、民間サービスで代替可能な施設は、民間への譲渡を進めていくこととします。
- ・利用状況にかかわらず、同種目的施設が複数ある場合は統廃合の検討対象とするとともに、検討にあたっては県及び近隣市の公共施設の設置状況等を念頭に、広域的利用の観点を踏まえつつ幅広く検討していきます。
- ・廃止決定した施設の跡地は、原則、売却又は賃貸することとして財源の確保に努めます。

インフラ資産

- ・インフラ資産についても、統合などにより不要となった施設については、適切に除却していくこととします。

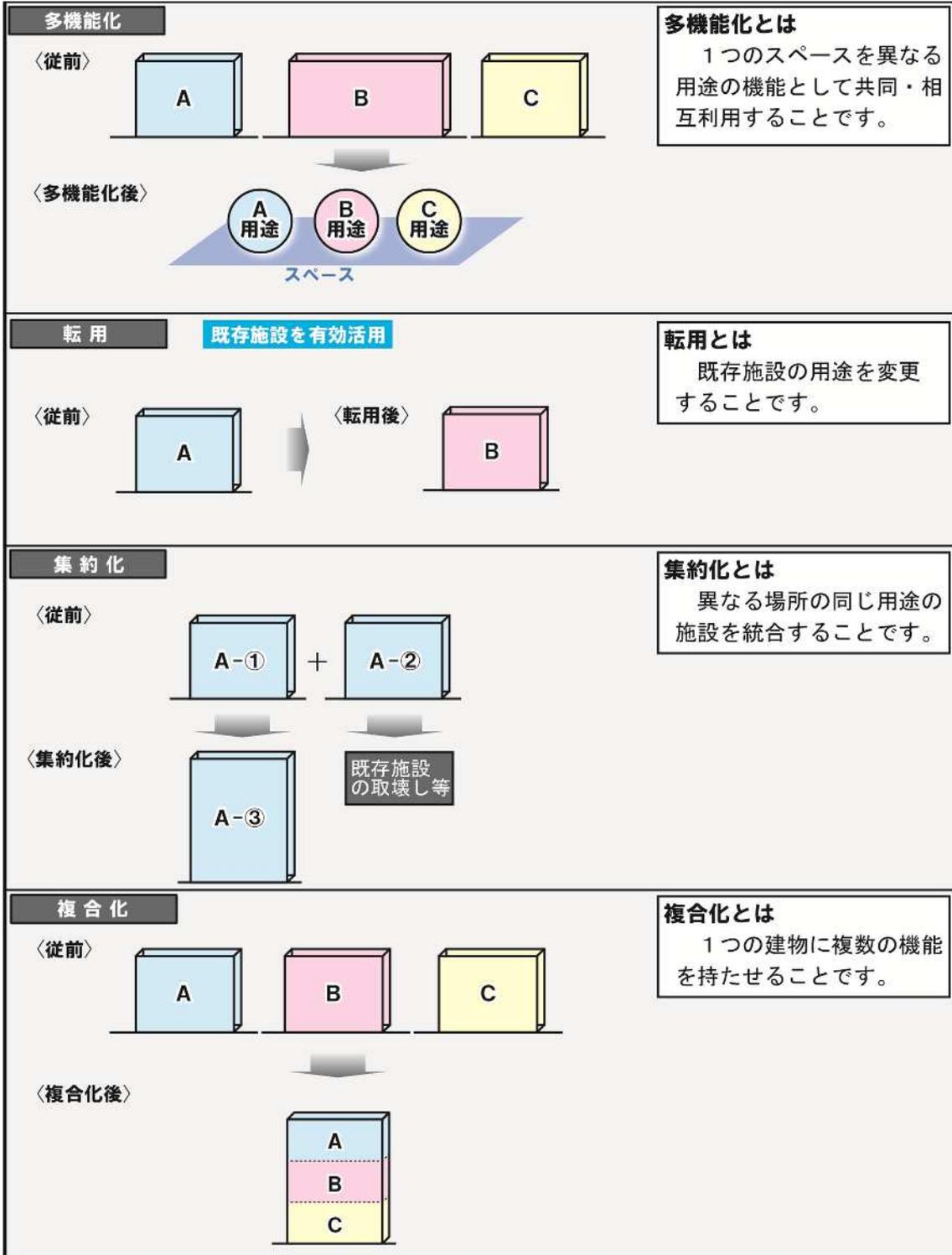
(7) 持続可能な施設管理・運営の取組

- ・将来の更新費用抑制に向けて、公共施設(建物)の統廃合、機能転用を推進していきます。
- ・また、市民サービスの低下を招くことなく、機能の維持、サービスの向上に努めるため、民間活力の活用をはじめ、公共交通機関を活用したアクセスの充実や情報通信技術の活用を検討します。

公共施設

- ・公共施設(建物)の更新時期や市民ニーズの変化を把握しながら、施設の多機能化、転用、集約化、複合化のほか、これらを組み合わせるなど様々な手法を検討し取り組んでいきます。
- ・施設の大規模改修又は建替え等の更新時には、新たな用地を求めないことを原則とすることはもとより、機能を維持しながら施設面積の大幅な圧縮を検討します。
- ・市民が利用したい、利用しやすいサービスの提供に努めるため、指定管理者制度への更なる移行やPPP・PFI手法など、民間の資金やノウハウの導入を検討します。
- ・存続するものとして本市が継続的に所有していく施設については、財政負担の軽減を図るため、施設の稼働率を把握し、利用時間、使用料などを見直し、受益と負担の適正化を図ります。
- ・また、太陽光発電等による再生可能エネルギーや省エネ対策など環境への配慮に努めるとともに、車いす用エレベータやスロープ、多目的トイレ等、ユニバーサルデザインに配慮した施設の充実に努めます。

【多機能化、転用、集約化、複合化イメージ】



(8) 将来的な施設建設抑制の取組

- ・現在、所有する公共施設の保有総量の圧縮だけに止めず、施設ありきの考え方を改め、今後のまちづくり政策に重要な施設に限って建設することを基本とし、将来的な施設建設の抑制を図るものとします。
- ・今後のまちづくり政策に重要な施設として、新規の公共施設を建設する場合には、原則として新たな用地を求めず、極力既存の市有地の活用に努めるとともに、特別の事情がない限り、新規施設面積が集約化、複合化前の面積を下回ることを条件とします。また、指定管理者制度、PPP・PFI手法の導入など、民間活力の導入を検討していきます。

公共施設

- ・公共施設に関しては、新規整備を行う場合には、施設の必要性や重要性等を十分に検討するとともに、民間活力の活用を検討していきます。

インフラ資産

- ・インフラ資産の新規整備に関しては、重要度と費用対効果を十分に検討します。

(9) ソフト事業の充実に向けた取組

公共施設

- ・「射水市総合計画」はもとより、「射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「とやま呉西圏域都市圏ビジョン」など、将来のまちづくり計画を実現するためにも、「施設ありき」の考え方から脱却し、ソフト事業の充実への転換を図ります。
- ・公共施設の保有総量の圧縮に努めつつ、ソフト事業への転換を図ることで、急激に進展する少子高齢化・人口減少社会に柔軟かつ効果的に対応し、市民満足度の向上に努めます。

3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有の基本的な考え方

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を着実に推進していくために必要となる取組体制、職員研修及び情報の一元管理については、以下の考え方をもって進めます。

(1) 推進体制の構築

本計画の推進については、人事課が調整役となり、公共施設等を所管する部局間の調整を行い、全体的な視点に基づく意思決定ができる横断的な組織体制を確立していきます。

また、本計画に基づく公共施設等の管理には、財政運営、市有財産の管理などとの関わりが深いことから、財政課、管財契約課との調整を密に行うものとします。

このほか、外部の有識者や専門家、市民を構成員とする委員会を設置するなど、幅広く意見を聴取できる体制の構築を検討します。

(2) 職員研修の実施

職員一人ひとりが、中長期的な経営視点を持って、公共施設等を継続的かつ適切に管理していくため、意識を高める職員研修を実施するとともに、施設の適切な点検診断や維持管理の手法などに関する技術研修などを実施します。

(3) 情報の一元管理

保有している全公共施設及びそれらの利用環境について、経営戦略的視点を持って総合的かつ統括的に管理運営するため、施設の面積、建築年、維持管理費、利用状況などの基礎的な情報は、資産台帳にデータを統合・一元管理するとともに、データベースの構築に努めます。

今後は、固定資産台帳と連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、精緻な資産データの把握及び管理に努めていきます。

4 フォローアップの基本的な考え方

計画期間の40年間に10年ごとに区切る中間期を設け、定期的な更新・改訂作業を行うこととします。各年度単位においても進捗状況をチェックし、歳入減少や国の制度改正など、試算の前提条件に変更が生じた場合には、即時に改訂作業を実施します。

【フォローアップの基本的な考え方】

